

平成20年
4月から

老人保健が変わります！

後期高齢者医療制度へ

現在の老人保健制度が廃止され、対象者はこれまでの国民健康保険や被用者保険から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

Q 対象となる人は？

75歳以上（一定障害のある65歳以上）の方全員です。

Q 「子どもの社会保険等の扶養になっていますが？」・・・

共済保険、健保組合等の被扶養者も後期高齢者医療制度へ加入します。

Q 「保険証は？」・・・

後期高齢者医療制度の保険証が一人に一枚交付されます。

Q 「保険料は？」・・・

所得などによって決められた保険料を全員が納めることになります。また、所得に応じて被保険者均等割額が軽減されることになります。

Q 「医療費・介護費が高額になってしまいました？」・・・

医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります。それぞれの限度額を適用後、合算して高額になったときは限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

●高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額／予定）

後期高齢者医療制度＋介護保険		
一般		56万円
現役並み所得者		67万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

- 問い合わせ先／・北海道後期高齢者医療広域連合 ■ 011-290-5601
 ・本庁市民児童課国保医療係 [担当/丹羽,沼口] ■ 0137-84-5111
 ・瀬棚総合支所保健福祉課国保医療係 [担当/高木] ■ 0137-87-3311
 ・大成総合支所市民福祉課国保医療係 [担当/栗谷] ■ 01398-4-5511

ご存知ですか？ 裁判員制度

函館地方検察庁では、職員を派遣して、裁判員制度についての説明会を開催しています。町内会、職場研修などの機会に、詳しい話しを聞いてみてはいかがでしょうか。

Q. 裁判員になることを辞退することはできるの？

A. 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は申し出をして、裁判所からそのような事由があると認められれば、辞退することができます。

- 1 70歳以上の人
- 2 会期中の地方議会議員
- 3 学生・生徒
- 4 過去5年以内に裁判員・検察審査員を務めたことのある人
- 5 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- 6 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

[やむを得ない理由とは]

- 重い病気・けが ● 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれ ● 父母の葬儀など

裁判員等の出頭義務等

裁判員候補者及び
裁判員(補充裁判員)
は裁判所の呼出しに応じ、
出頭しなければならない。

正当な理由なく出頭しなかったときは...

10万円以下の
過料

聞いてちょう！話しちょう！わかっちょう！

裁判員制度フォーラムinやくも

●日時／11月8日（木）午後6時～午後8時

●場所／八雲町総合保健福祉施設
「シルバープラザ」

平成21年5月までに「裁判員制度」が始まります。裁判官と一緒に、国民の皆さんが参加する制度について理解を深めてみませんか？

■ 申込み・問い合わせ先
函館地方裁判所
事務局総務課庶務係
☎0138-42-2151
(内線558)



■ 問い合わせ先 函館地方検察庁企画調査課 [担当/塚田] ☎☎ 0138-41-1234



せたな警察署 からのお知らせ

最近、はがき・封書で法律相談所と併記して架空請求する詐欺の手口がふえています。送られてきた場合には、警察署に相談してください。

●アドバイス

- ①相手に連絡しない
- ②安易に個人情報を教えない
- ③要求されても現金を振り込まない
- ④裁判を起こされたら放置しない

せたな警察署協議会 をご存知ですか

せたな警察署協議会は、せたな警察署長が、警察署の業務運営に地域住民の意見を反映させるため、住民等の代表者の意見を聴く機関です。せたな警察署管内では、次のとおり5名の方が協議会委員として活躍されています。

●せたな警察署協議会委員

- ・原田 貞勝さん(北檜山) 会長
- ・岩田 勇さん(瀬棚) 副会長
- ・佐野 敏一さん(大成)
- ・山崎ヒロ子さん(北檜山)
- ・栗城 敏雄さん(今金)

●委員の任期

平成19年6月1日から2年の任期で、北海道公安委員会が委嘱しています。

●警察署協議会の概要

警察署協議会は、警察法を根拠として平成13年から全国の警察署に設置されました。せたな警察署協議会では、定期的開催される会議において、せたな警察署の業務運営等に対する意見、地域住民の方々の要望を踏まえた提言(交通問題・少年非行問題等)を行っています。住民の皆さんの警察に対する意見・要望につきましては、委員の方を通じてお寄せください。

問い合わせ先

せたな警察署 0137-84-6110

固定資産税について ~お知らせとお願い~

固定資産税は、1月1日現在において所有している土地、家屋等に課税されます。

- 課税されている土地・家屋が記載されている課税明細書をご確認ください。
- 家屋を取り壊したり、新築・増築した場合、役場への届け出が必要です。
- サイロは、家屋として取り扱うため課税されますが、遊休サイロについては、地上から2mまでの高さの取り出し口をコンクリートで塞ぎ利用できない状態にした場合、家屋として取り扱わないこととしたため、課税対象としません。

■問い合わせ先

- ・本庁税務課 0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所総務税務課税務係 0137-87-3311
- ・大成総合支所総務税務課税務係 01398-4-5511

大規模な土地取引には届出が必要です

一定面積以上の大規模な土地取引をしたときは契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市・区役所・町村役場への届出が必要となります。

詳しくは政策調整課まちづくり推進係へお問い合わせ下さい。

■届出が必要な土地取引の規模(面積要件)

- ①市街化区域..... 2,000㎡以上
- ②市街化区域を除く都市計画区域..... 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域..... 10,000㎡以上

■問い合わせ先

- ・本庁政策調整課まちづくり推進係 0137-84-5111

季節労働者の通年雇用化を促進します

10月1日より渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会(八雲、長万部、せたな、今金の各町及び関係団体)が設置され、国の通年雇用促進事業を受託実施します。協議会には雇用促進支援員を配置し、支援事業の実施や各町・団体との連絡調整を行い、円滑な事業推進を進めます。主な事業計画は次のとおりです。

- ・事業主向け雇用支援セミナー(各町12月頃を予定)
- ・季節労働者向けセミナー(各町1~2月に予定)
- ・支援員による求人開拓
- ・雇用相談窓口の開設(各町相談日を設けます)
- ・その他雇用促進の支援事業

日程等の詳細については随時、チラシや広報等でお知らせします。

■問い合わせ先

- 本庁産業振興課商工労働観光係 0137-84-5111

「守ろう! 確かめよう! この最低賃金」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されました。

- 最低賃金額/時間額 **654円**
 - 効力発生效年月日/平成19年10月19日
- 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

